

平成 28 年 5 月 11 日

設計積算業務担当者 様

新潟市水道局  
総務部 技術管理室

### 配水管等布設における設計積算関係資料について

使用単価「平成 28 年 5 月」について、採用する設計積算関係資料は下記のとおりです。ただし、現場管理費率は別紙比較表のとおり、平成 28 年度実務必携の内容を採用します。

#### 記

- ・平成 27 年度 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会発行）※  
※ 現場管理費の計算における現場管理費率標準値のみ、平成 28 年度水道施設整備費に係る歩掛表の内容を適用する。
- ・平成 27 年度（10 月 30 日以降適用）新潟市土木積算基準
- ・平成 28 年度（4 月 1 日以降適用）新潟市土木工事設計単価表
- ・平成 28 年度（4 月 1 日以降適用）新潟市土木工事設計単価表（別冊 市調査単価編）
- ・平成 28 年度（4 月 15 日以降適用）新潟市建築工事設計単価表
- ・平成 28 年 4 月 建設物価（(財)建設物価調査会発行）
- ・平成 28 年 4 月 積算資料（(財)経済調査会発行）
- ・平成 28 年度版 設計業務等標準積算基準書（(財) 経済調査会発行）

#### (注意)

設計書に別途採用する設計積算関係資料に関する記載がある場合には、設計書に記載された内容を優先します。

平成 28 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

27 年度版 頁番号	現行 (平成 27 年度)	改定 (平成 28 年度)																																																										
P25	<p>(6) 支給品、貸付機械がある場合 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。</p> <p>(7) 処分費等の取扱い 処分費等とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>① ～③ (略)</p>	<p>(6) 支給品、貸付機械がある場合 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<b>入札時における市場価格又は類似品価格</b>とする。</p> <p>(7) 処分費等の取扱い 処分費等とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>① ～③ (略)</p>																																																										
P26	<table border="1" data-bbox="250 507 1124 896"> <tr> <td>区 分</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td> </tr> <tr> <td>共 通 仮 設 費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現 場 管 理 費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一 般 管 理 費 等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) (略)</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	<table border="1" data-bbox="1178 507 2051 896"> <tr> <td>区 分</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)+<b>準備費に含まれる処分費</b>」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)+<b>準備費に含まれる処分費</b>」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td> </tr> <tr> <td>共 通 仮 設 費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)+<b>準備費に含まれる処分費</b>」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現 場 管 理 費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)+<b>準備費に含まれる処分費</b>」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一 般 管 理 費 等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)+<b>準備費に含まれる処分費</b>」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) (略)</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+ <b>準備費に含まれる処分費</b> 」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+ <b>準備費に含まれる処分費</b> 」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+ <b>準備費に含まれる処分費</b> 」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+ <b>準備費に含まれる処分費</b> 」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+ <b>準備費に含まれる処分費</b> 」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																		
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																																																										
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																										
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																										
一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+準備費に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																										
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+ <b>準備費に含まれる処分費</b> 」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+ <b>準備費に含まれる処分費</b> 」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																																																										
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+ <b>準備費に含まれる処分費</b> 」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																										
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+ <b>準備費に含まれる処分費</b> 」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																										
一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)+ <b>準備費に含まれる処分費</b> 」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																										
P26	<p>(8) 現場管理費の計算 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正值) 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表-2による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。</p> <p>別表-2 現場管理費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="250 1173 1086 1327"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(N<sub>0</sub>) 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A×N<sub>0</sub>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>25.61%</td> <td>123.7</td> <td>-0.0977</td> <td>15.26%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>24.80%</td> <td>28.9</td> <td>-0.0095</td> <td>23.58%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>16.51%</td> <td>21.5</td> <td>-0.0164</td> <td>15.13%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(N <sub>0</sub> ) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×N <sub>0</sub> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		開削工事及び小口径推進工事	25.61%	123.7	-0.0977	15.26%	シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	23.58%	構造物工事(浄水場等)	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%	<p>(8) 現場管理費の計算 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算 現場管理費=対象純工事費×(現場管理費標準値+補正值) 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表-2による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。</p> <p>別表-2 現場管理費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1178 1173 2013 1327"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(N<sub>0</sub>) 適用区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A×N<sub>0</sub>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>27.45%</td> <td>158.8</td> <td>-0.1089</td> <td>15.42%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>27.40%</td> <td>41.6</td> <td>-0.0259</td> <td>23.89%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>17.55%</td> <td>26.9</td> <td>-0.0265</td> <td>15.25%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額(N <sub>0</sub> ) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×N <sub>0</sub> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		開削工事及び小口径推進工事	27.45%	158.8	-0.1089	15.42%	シールド工事及び推進工事	27.40%	41.6	-0.0259	23.89%	構造物工事(浄水場等)	17.55%	26.9	-0.0265	15.25%
対象額(N <sub>0</sub> ) 適用区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																							
	下記の率とする	A×N <sub>0</sub> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																								
		A	b																																																									
開削工事及び小口径推進工事	25.61%	123.7	-0.0977	15.26%																																																								
シールド工事及び推進工事	24.80%	28.9	-0.0095	23.58%																																																								
構造物工事(浄水場等)	16.51%	21.5	-0.0164	15.13%																																																								
対象額(N <sub>0</sub> ) 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																								
	下記の率とする	A×N <sub>0</sub> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																								
		A	b																																																									
開削工事及び小口径推進工事	27.45%	158.8	-0.1089	15.42%																																																								
シールド工事及び推進工事	27.40%	41.6	-0.0259	23.89%																																																								
構造物工事(浄水場等)	17.55%	26.9	-0.0265	15.25%																																																								